

全国歯科医師会保研会報

94号 2024.05



第94回通常組合会

令和6年度事業計画、歳入歳出予算案を承認 組合会議長に山田議員、副議長に岡議員を選出

令和6年3月3日(日)午後1時より、トラストシティカンファレンス・丸の内(丸の内トラストタワーN館11階 Room2+3+4)にて、第94回通常組合会が開催された。

改選後初めての組合会となるため、点呼時に各議員の挨拶があった。続けて小山茂幸専務理事より役員
の紹介がなされ、春日司郎副理事長の開会の辞へと続いた。



仮議長には前議長の小林敏彦議員(青森県支部)を選出し、日程の一部を変更し、第1号議案 議長・副議長の承認を求める件が上程された。議長・副議長の選出は協議方式とし、組合会を暫時休会して、各地区より推薦された地区代表議員により協議され、議長には富山県支部の山田雅敏議員、副議長に鳥取県支部の岡左登志議員を選出し、その後再開された組合会で挙手多数により承認された。

新議長のもと、議事録署名人に長野県支部の山岸光男議員を指名し、議案へと入った。

令和6年度保険料賦課額、組合規約の一部改正、令和6年度事業計画及び、令和6年度歳入歳出予算について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

■開会の辞（要旨）

春日副理事長

年度末の何かとお忙しい中、第94回の組合会ということでご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず最初に新たに正副議長を選任していただきます。その後の議題では今年度の保険料賦課額につきましては据え置き、それを元に事業計画ならびに予算立てしておりますが、国庫補助率が昨年の30%から16%に下がりますが激変緩和措置が図られるという話があります。ですがいずれにしても厳しい状況でございます。その中で今日は慎重審議していただき、時間は限られておりますが、ご承認いただくことをお願いして、挨拶とさせていただきます。



春日副理事長

議事

第1号議案 議長・副議長の承認を求める件

小山専務理事

小林仮議長のもと、日程を一部変更して、第1号議案 議長・副議長の承認を求める件が上程された。小山専務理事により議長・副議長の選出方法について説明があり、協議による選出となった。続いてA、B、C地区の組合会議員から推薦された6名からなる地区代表議員会で協議、選出し、組合会の承認を得て決定する旨の説明があった。地区代表議員（青森県支部・近藤磨史議員、新潟県支部・井比陽議員、滋賀県支部・井田治彦議員、福井県支部・岡田正二郎議員、山口県支部・下村明生議員、香川県支部・松岡利安議員）

■議長・副議長挨拶（要旨）

山田雅敏議長（富山県支部）

このような会の議長は初めての経験となります。不慣れなこともあり、また不行き届きもあるかもしれませんが、ご審議、円滑なご協議にご協力をお願いいたします。



山田議長

岡左登志副議長（鳥取県支部）

私もこのような席に立たせていただくのは初めての経験でございます。不慣れな点が多々あると思いますが、山田議長の胸を借りて頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。



岡副議長



三塚理事長

■理事長挨拶（要旨）

三塚理事長

皆様方、こんにちは。1月1日に能登半島地震で犠牲になられた皆様方に対し、深く追悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に対し心よりお見舞い申し上げます。

本組合の組合員の方々も自宅、診療所が地震により全壊されるなどの大きな被害を受けました。本組合はこれを受け、被災された組合員の方に対し、被災により被保険者証を紛失された場合でも受診できる取扱い、一定の要件に該当した方の一部負担金の免除、本組合の保険料減免取扱規程に基づく保険料の減免措置など厚生労働省の通知と連動し、速やかに対応を図っているところです。

また、平成27年度の国民健康保険法改正以来、厳しい定率国庫補助率の見直しが図られ、不当な削減が続き、当組合は令和6年度からの3年間の定率補助率は16%となりました。しかしながら、国との数回に及ぶ話し合いなどにより、厚生労働省より、激変緩和措置を行う予定との通知があり、当組合はそれに該当することとなり、安堵したところであります。

従って、大変厳しい状況が継続していますが、令和6年度保険料は、平成27年度から積み立ててきた国保事業安定積立金の一部を充当し据え置きとし、令和7年度以降は執行部内の「保険料検討会」で検討をはかる予定です。

定率国庫補助率とともに、国への改善を強く要望している増え続ける組合特定被保険者の定率国庫補助率13%については、先般、療養給付費の特定被保険者に係る前期高齢者及び前期高齢者納付金の特定被保険者に係る総報酬割のうち3分の1が所得水準に応じて16.4%まで傾斜的に見直しが行われることになりました。しかしながら、あたかも協会けんぽ並みに改善されたように思えますが、翌年からは所得の高い医・歯・薬の三師国保組合などは13%より低い水準になることが見込まれ、これは所得の高い国保組合を除く、国保組合への施策と言わざるを得ません。

このように、厳しい環境下にある国保組合の存続を求めて、各支部理事、歯科医師会会長、歯科医師連盟会長の理解と協力を得て、多くの国会議員に要望書を提出し、理解を求めることができました。これからは、歯科医師国保組合が大きく一つにまとまる方向で活動していることを国に理解を求める必要があり、早期に再度、厚生労働省に話し合いのテーブルにつくことを働きかける所存であります。

このように、更に厳しい環境下での組合運営が続いており、新型コロナウイルスも感染法上5類に移行したものの、新たな変異株の感染が急増し「第10波」が立ち上がる状況の中、無料ワクチン接種も終了し、65歳以上の高齢者を対象とした定期接種となり、7千円程度の自己負担となることなども勘案し、組合員の「予防・健康づくり」施策を更に充実させ、組合員の生活習慣の改善と健康増進に努めてまいります。

国に向かっては、歯科医師国保組合の役割と必要性を求め且つ歯科医師国保組合を一つに大きくまとめるための展開を更に進めてまいります。

大変厳しい環境下での組合運営が継続されるが、組合員のご理解、ご協力、ご支援を賜りたいと思います。本日はよろしくお願いたします。

また、組合会に先立ちまして、比嘉奈津美参議院議員のビデオメッセージが紹介され、「歯科医師国保組合への国庫補助率については拡充が必要との改善に向け組合間の統合が有効」と考えを述べた。また、お呼びした山田宏参議院議員は国庫補助率の改善について、「自助努力も必要」との見方を示しました。

第2号議案 令和6年度保険料賦課額(案)について議決を求める件 小山専務理事

小山専務理事による令和6年度保険料賦課額(案)の算定方法の詳細い説明の後、挙手多数により可決承認された。

令和6年度より、国からの定率補助率が30%から16%になる。令和7年度の保険料については、大きな改正が必要と考えるが、3月13日からはじまる保険料検討会のチームにて考えたものを理事会で協議し、夏の組合会では今後の保険料の算定方法などをお知らせしたいと考えている。



小山専務理事

1. 基礎賦課額(所得割)(案)について据え置きとしたい。
2. 基礎賦課額(均等割)(案)について据え置きとしたい。
3. 後期高齢者支援金等賦課額(案)について据え置きとしたい。
4. 介護納付金賦課額(案)について据え置きとしたい。
5. 後期高齢者の1種組合員賦課額(案)について据え置きとしたい。

第3号議案 組合同約の一部改正(案)について議決を求める件 小山専務理事

小山専務理事により以下の組合同約の一部改正(案)の説明が行われ、挙手多数により可決承認された。

①産前産後期間相当分の保険料軽減措置

産前産後期間相当分の保険料軽減措置については認可の日から施行し、令和6年1月1日より適用する。

全国歯科医師国民健康保険組合同約一部改正(案)新旧条文比較対照表

全国歯科医師国民健康保険組合同約一部改正(案)

(下線部分が改正部分)

| 改 正 (案) |
|--|
| 附 則 |
| 1～13 略 |
| (産前産後期間相当分の保険料軽減措置) |
| 14. <u>組合員世帯に</u> 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、その被保険者の出産の予定日(出産日)の属する月(以下出産予定月)の前月(多胎妊娠の場合は三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割賦課額、均等割賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額について軽減する。 |
| 15. <u>前項による産前産後期間相当分の保険料軽減措置を受けようとする者は、納付すべき保険料を完納している被保険者とする。</u> |
| 附 則 |
| 1. <u>この規約の附則第14項から第15項までの規定「産前産後期間相当分の保険料軽減措置」については認可の日から施行し、令和6年1月1日より適用する。</u> |

第4号議案 令和6年度事業計画(案)について議決を求める件

小山専務理事

令和6年度事業計画(案)について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

I 令和6年度事業計画について

- ① 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関においては、後期高齢者の1種組合員に所得割を賦課する。ただし、当組合に加入する被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除する。
- ② 産前産後期間相当分の保険料軽減措置を実施する。
- ③ 国民健康保険法施行令の改正により、令和4年度から11月30日時点で組合に加入する未就学児に対し、一人あたり12,000円の保険料を還付している。令和6年度も引き続き実施する。
- ④ 被保険者証廃止に伴う対応として、令和6年12月より新規加入の被保険者には、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の発行を行う。
- ⑤ インフルエンザ予防接種補助金支給額の引き上げを実施する。
- ⑥ 新型コロナウイルスワクチン接種補助金の支給を実施する。(新規事業)
- ⑦ 禁煙対策事業(禁煙支援プログラム)を実施する。(新規事業)
- ⑧ 特定健康診査受診率向上施策のため、事業主健康診断データの収集を強化実施する。

【同時に40歳未満の事業主健康診断データも収集する体制を整える】(新規事業)

II 実施事業

※令和6年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費の支給、保健事業の詳細につきましては、申請方法と合わせて後述しています。

1. 保健事業

(1) 保健事業費の支部交付

| 交付区分 | 金額 |
|---------------------|------------|
| 定額交付分(1支部当たり) | 1,300,000円 |
| 被保険者割交付分(被保険者1人当たり) | 1,000円 |

(2) 国保ヘルスアップ事業

データ分析に基づく保健事業

国保データベース(KDB)を活用した効率的、効果的な保健事業の推進。

(3) 資金貸付事業

① 高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。

② 出産費資金貸付事業

被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(4) 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、保険者に実施が義務付けられている、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導について、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行う。

また、ICT活用による組合員の疾病予防と健康づくりの推進を図る。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果を基に糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖 126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない者に受診勧奨を行う。

(6) 医療分析の実施

専門的な知識を有する者による被保険者の医療費分析を行い、医療費の削減を図る。

2. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

3. 広報活動

- (1) 全国歯科医師国保組合報の発行（年2回）
- (2) ホームページの活用
- (3) 2・3種組合員を対象とした広報誌を発行（年2回）

4. 被保険者証廃止に伴う対応

令和6年12月より新規に資格取得する被保険者に対し、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の発行を行う。

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

また、基幹システムについては、計画的な機器の更改等により安定した保守対応と業務継続に必要なインフラ整備を行い、国及び当組合の制度改正等に伴う開発・改修について敏速かつ正確に対応する。

Ⅳ 事務研修会の開催

支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために事務研修会及びICTを利用したWEBによる事務局連絡会を開催する。

Ⅴ コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

Ⅵ 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅶ 各種関係団体との連携

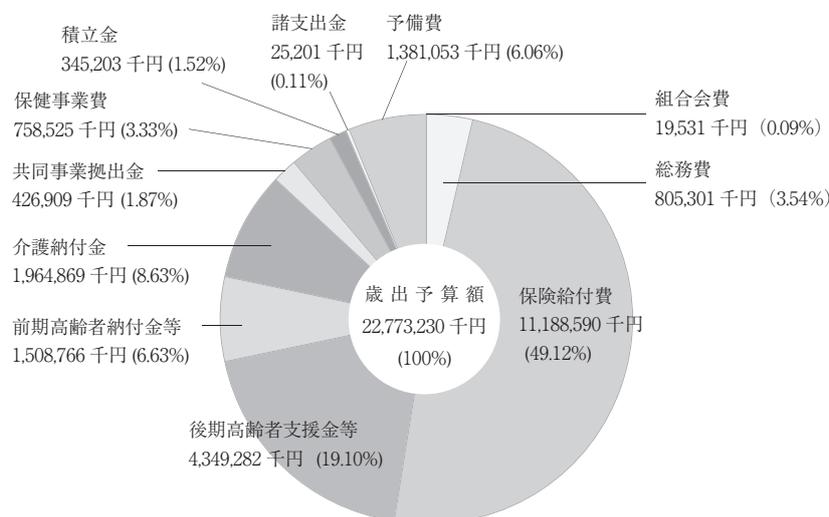
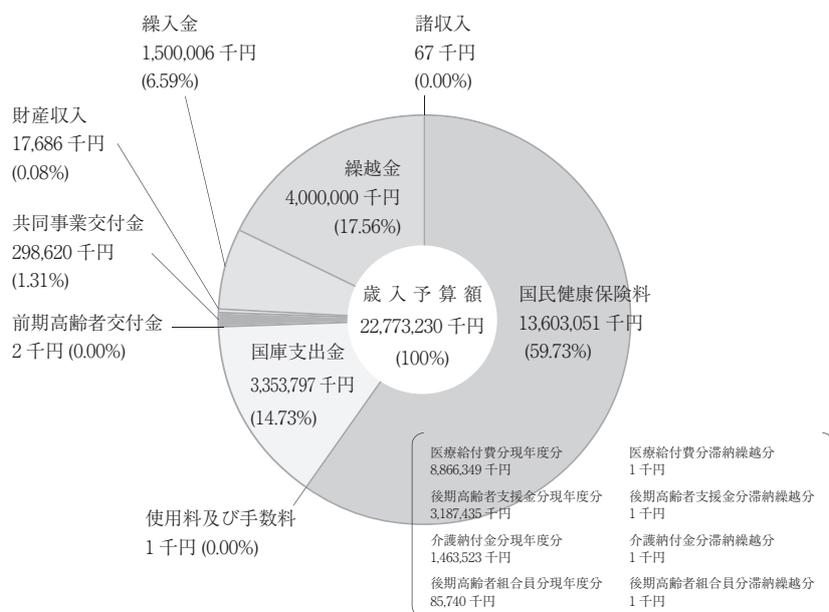
全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第5号議案 令和6年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件

三森常務理事

令和6年度予算(案)について、挙手多数により可決承認された。

令和6年度 歳入・歳出予算(案)に占める各款別構成割合



令和6年度 歳入歳出予算書

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 予算額 |
|-------------|-------------------|------------|
| 1. 国民健康保険料 | | 13,603,051 |
| | 1. 国民健康保険料 | 13,603,051 |
| 2. 使用料及び手数料 | | 1 |
| | 1. 督促手数料 | 1 |
| 3. 国庫支出金 | | 3,353,797 |
| | 1. 国庫負担金 | 30,506 |
| | 2. 国庫補助金 | 3,323,291 |
| 4. 前期高齢者交付金 | | 2 |
| | 1. 前期高齢者交付金 | 2 |
| 5. 共同事業交付金 | | 298,620 |
| | 1. 共同事業交付金 | 298,620 |
| 6. 財産収入 | | 17,686 |
| | 1. 財産運用収入 | 17,686 |
| 7. 繰入金 | | 1,500,006 |
| | 1. 特別積立金繰入金 | 1 |
| | 2. 給付費等支払準備金繰入金 | 1 |
| | 3. 別途積立金繰入金 | 1 |
| | 4. 事務所維持・拡充積立金繰入金 | 1 |
| | 5. 役員退職慰労金積立金繰入金 | 1 |
| | 6. 職員退職手当積立金繰入金 | 1 |
| | 7. 国保事業安定積立金繰入金 | 1,500,000 |
| 8. 繰越金 | | 4,000,000 |
| | 1. 繰越金 | 4,000,000 |
| 9. 諸収入 | | 67 |
| | 1. 延滞金及び過料 | 1 |
| | 2. 立替収入 | 1 |
| | 3. 預金利子 | 59 |
| | 4. 雑入 | 6 |
| 歳入 | 合計 | 22,773,230 |

歳出

| 款 | 項 | 予算額 |
|--------------|---------------|------------|
| 1. 組合会費 | | 19,531 |
| | 1. 組合会費 | 19,531 |
| 2. 総務費 | | 805,301 |
| | 1. 総務管理費 | 805,300 |
| | 2. 徴収費 | 1 |
| 3. 保険給付費 | | 11,188,590 |
| | 1. 療養諸費 | 9,424,899 |
| | 2. 高額療養費 | 931,309 |
| | 3. 移送費 | 1,000 |
| | 4. 出産育児諸費 | 621,762 |
| | 5. 葬祭費 | 21,450 |
| | 6. 傷病手当金 | 62,350 |
| | 7. 出産手当金 | 125,820 |
| 4. 後期高齢者支援金等 | | 4,349,282 |
| | 1. 後期高齢者支援金等 | 4,349,282 |
| 5. 前期高齢者納付金等 | | 1,508,766 |
| | 1. 前期高齢者納付金等 | 1,508,766 |
| 6. 介護納付金 | | 1,964,869 |
| | 1. 介護納付金 | 1,964,869 |
| 7. 共同事業拠出金 | | 426,909 |
| | 1. 共同事業拠出金 | 426,907 |
| | 2. 共同事業負担金 | 2 |
| 8. 保健事業費 | | 758,525 |
| | 1. 特定健康診査等事業費 | 118,700 |
| | 2. 保健事業費 | 639,825 |
| 9. 積立金 | | 345,203 |
| | 1. 積立金 | 345,203 |
| 10. 諸支出金 | | 25,201 |
| | 1. 償還金及び還付加算金 | 25,201 |
| 11. 予備費 | | 1,381,053 |
| | 1. 予備費 | 1,381,053 |
| 歳出 | 合計 | 22,773,230 |

歳入

◆国民健康保険料 総額 13,603,051 千円

(前年度比 36,519 千円減)

- 1 医療給付費分保険料 8,866,349 千円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額 3,187,435 千円

(前年度比 28,202 千円減)

- 3 介護納付金賦課額 1,463,523 千円

(前年度比 10,514 千円減)

- 4 後期高齢者の1種組合員賦課額 85,740千円 (前年度比9,060千円増)

後期高齢者の1種組合員数 1,429人 (151人増)



三森常務理事

◆国庫支出金 3,353,797 千円 (前年度比 970,875 千円減)

- 1 国庫負担金(国庫支出金の0.91%) 事務負担金 30,506 千円 (11,999 千円減)

- 2 国庫補助金(国庫支出金の99.09%) 3,323,291 千円 (前年度比 958,876 千円減)

①療養給付費等補助金 2,282,642 千円 (前年度比 1,630,639 千円減)

(1) 療養給付費補助金 1,543,462 千円 (前年度比 851,601 千円減)

(2) 後期高齢者支援金補助金 500,658 千円 (前年度比 526,577 千円減)

(3) 病床転換支援金補助金 1 千円

(4) 介護納付金補助金 238,517 千円 (前年度比 252,461 千円増)

(5) ~ (8) 各節の過年度分 4 千円

②出産育児一時金等補助金 218,816 千円

(1) 出産育児一時金等補助金 155,312 千円 (前年度比 17,689 千円減)

(2) 高額医療費共同事業補助金 63,504 千円 (前年度比 3,603 千円増)

③特別調整補助金 815,401 千円 (前年度比 684,620 千円増)

④その他の補助金 6,432 千円

◆共同事業交付金

- 1 高額医療費共同事業交付金 298,620 千円 (前年度比 3,524 千円減)

拠出金予算額の70%を交付金予算額とする。

◆繰入金 1,500,006 千円

内 国保事業安定積立金 1,500,000 千円

各項における残存措置 1 千円

◆繰越金 4,000,000 千円

歳入予算額は、前年度より 29,172 千円の減の 22,773,230 千円を計上した。

| |
|----|
| 歳出 |
|----|

◆組合会費 19,531千円 (前年度比1,139千円減)

◆総務費 805,301千円 (前年度比73,077千円増)

・役員会費 77,051千円 (前年度比22,899千円減)

令和5年度は役員改選があり、役員退職慰労金を含んでいたため、令和6年度は減となった。

・一般管理費 593,327千円 (前年度比23,853千円減)

◆保険給付費 11,188,590千円 (前年度比1,259千円減)

1 療養諸費 9,424,899千円 (前年度比33,088千円減)

①療養給付費 9,227,000千円 (前年度比43,000千円減)

②療養費 114,900千円 (前年度比2,800千円増)

③審査手数料 82,999千円 (前年度比7,112千円増)

2 高額療養費 931,309千円 (前年度比72,566千円増)

3 移送費 1,000千円

4 出産育児諸費 621,762千円 (前年度比5,502千円減)

5 葬祭費 21,450千円 (前年度比1,040千円減)

6 傷病手当金 62,350千円 (前年度比41,215千円減)

7 出産手当金 125,820千円 (前年度比7,020千円増)

◆後期高齢者支援金 4,349,282千円 (前年度比126,015千円増)

後期高齢者支援金等賦課額3,187,435千円と国庫補助金500,658千円の合計との差額分約661,200千円マイナスになると予測される。

◆前期高齢者納付金 1,508,766千円 (前年度比94,977千円減)

組合の納付金額より、組合員一人当たりになると月額1,627円。

◆介護納付金 1,964,869千円 (前年度比20,426千円増)

介護納付金賦課額1,463,523千円と国庫補助金238,517千円の合計との差額分約262,800千円マイナスになると予測される。

◆共同事業拠出金 426,909千円 (前年度比5,016千円減)

◆保健事業費 758,525千円 (前年度比11,090千円増)

◆積立金 345,203千円 (前年度比222,789千円増)

特別積立金300,000千円は、補助金が削減されることと、療養給付費が伸びることを予測して計上している。積立金総額は令和5年12月末時点で6,887,903,185円。

◆諸支出金 25,201千円

◆予備費 1,381,053千円 (前年度比377,778千円減)

歳出予算総額は前年度より29,172千円減の22,773,230千円を計上した。

第6号議案 職員退職手当積立金の処分について議決を求める件

小山専務理事

職員退職手当積立金の一部を下記の通り処分することについて、挙手多数により可決承認された。
令和5年度職員退職手当金支給額（3名分）23,141,940円

第7号議案 財産の処分(滞納保険料の不納欠損処理)(案)について議決を求める件

小山専務理事

滞納保険料の不納欠損処理を下記の通り処分することについて、挙手多数により可決承認された。

| 支部 | 資格区分 | 滞納額 |
|---------|------|-----------|
| 青森県 | 死亡 | 415,600 |
| | 行方不明 | 27,300 |
| | 自己破産 | 125,091 |
| 滋賀県 | 自己破産 | 655,257 |
| 京都府 | 行方不明 | 288,500 |
| | 行方不明 | 421,400 |
| 岡山県 | 行方不明 | 332,800 |
| | 行方不明 | 429,450 |
| | 行方不明 | 476,700 |
| 島根県 | 行方不明 | 421,499 |
| 新潟県 | 行方不明 | 387,289 |
| | 行方不明 | 488,400 |
| | 自己破産 | 12,929 |
| 沖縄県 | 死亡 | 600,439 |
| | 行方不明 | 212,000 |
| 7支部 15名 | | 5,294,654 |

上記の5,294,654円を処分（不納欠損処理）する。

報告事項

小山専務理事

〔全国歯関係〕

●規則・規程・要綱の一部改正及び新規制定について（令和5年8月～令和6年2月理事会承認分）

(1) 規約施行規則の一部改正について

【被保険者の資格について】

令和6年4月1日より、開設又は管理する歯科医師、歯科医療機関に勤務する歯科医師(非常勤歯科医師を含む)は原則として組合員とすることに規約施行規則が改正した。

規約施行規則の一部改正 新旧条文比較対照表

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p>第2章 被保険者の資格</p> <p>(被保険者の資格)</p> <p>第2条 当組合の歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定に基づき、歯科医療機関の開設又は管理する歯科医師、歯科医療機関に勤務する歯科医師(非常勤歯科医師を含む)は原則として組合員とし、1種組合員の家族及び後期高齢者の1種組合員の家族としない。</p> <p>(2・3種組合員の加入及び脱退) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この規約施行規則は、令和6年4月1日より施行する。</p> <p>(第2条の1項の条文「組合員とし」は「原則として組合員とし」に改正。)</p> | <p>第2章 被保険者の資格</p> <p>(被保険者の資格)</p> <p>第2条 当組合の歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定に基づき、歯科医療機関の開設又は管理する歯科医師、歯科医療機関に勤務する歯科医師(非常勤歯科医師を含む)は組合員とし、1種組合員の家族及び後期高齢者の1種組合員の家族としない。</p> |

【産前産後期間相当分の保険料軽減措置について】

令和6年1月から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間における国民健康保険料の所得割額及び均等割額の軽減措置を行う。

規約施行規則の一部改正 新旧条文比較対照表

| 改正 | 現行 |
|--|---|
| <p>第3章 保険料</p> <p>第4条～第4条の3 略</p> <p>(基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第4条の4 規約第18条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>2. 3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までは、次に掲げる第二号の保険料賦課額を免除し、2人目以降の者は第一号及び第二号の保険料賦課額を免除する。</p> <p>一 基礎賦課額</p> <p>二 後期高齢者支援金等賦課額</p> <p>3. 保険料賦課額の免除を受けようとするときは、保険料賦課額免除申請書(様式6号)に当該組合員の世帯に属することを証明する住民票を添付し、理事長に申請するものとする。</p> <p>なお、免除見込期間に変更があった場合には、保険料賦課額免除見込期間変更申請書(様式15号)を速やかに理事長に申請しなければならない。</p> <p>4. 保険料賦課額の免除を受けていた者が、義務教育が終了したときは、保険料賦課額免除見込期間終了届(様式15号)を速やかに理事長に届けなければならない。</p> <p>(産前産後期間相当分の保険料軽減措置)</p> <p>第4条の5 規約の附則第14項から第15項までの規定「産前産後期間相当分の保険料軽減措置」により保険料の軽減措置を受けようとする者は、産前産後の保険料軽減措置届出書と出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類)と単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類を添付し、支部を経由し組合へ提出しなければならない。</p> <p>2. 産前産後の保険料軽減措置届出書は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から申請することができる。</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. 第4条の5の規則は、規約の附則第14項から第15項の「産前産後期間相当分の保険料軽減措置」の認可の日から施行し、令和6年1月1日より適用する。</p> | <p>第3章 保険料</p> <p>第4条～第4条の3 略</p> <p>(基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第4条の4 規約第18条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>2. 3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までは、次に掲げる第二号の保険料賦課額を免除し、2人目以降の者は第一号及び第二号の保険料賦課額を免除する。</p> <p>一 基礎賦課額</p> <p>二 後期高齢者支援金等賦課額</p> <p>3. 保険料賦課額の免除を受けようとするときは、保険料賦課額免除申請書(様式6号)に当該組合員の世帯に属することを証明する住民票を添付し、理事長に申請するものとする。</p> <p>なお、免除見込期間に変更があった場合には、保険料賦課額免除見込期間変更申請書(様式15号)を速やかに理事長に申請しなければならない。</p> <p>4. 保険料賦課額の免除を受けていた者が、義務教育が終了したときは、保険料賦課額免除見込期間終了届(様式15号)を速やかに理事長に届けなければならない。</p> |

(2) 保険料減免取扱規程の一部改正について

東日本大震災に係る東京電力福島第一原発事故による保険料免除の期間を、205カ月間に延長する（令和9年度終了）。

保険料減免取扱規程の一部改正 新旧条文比較対照表

(下線部分が修正部分)

| 改 正 | 現 行 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-----------------|------|---------------------|---|-----------------|---|-------|----|------|---------------------|---|--------|
| <p>(目的) 第1条 この規程は、規約27条に基づき災害等による保険料減免の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免) 第2条 組合員がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害により甚大な損失を受けた場合において、その生活が著しく困難と認められた者に対する減免の基準は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 全壊、流出若しくは全焼 3ヵ月間 (2) 半壊若しくは半焼 2ヵ月間 (3) 部分壊若しくは部分焼 1ヵ月間 (4) 床上浸水30センチメートル以上 2ヵ月間 (5) 床上浸水30センチメートル未満 1ヵ月間 (6) 削除 (7) 削除 (8) 削除</p> <p>2. 前項が組合員の診療所の場合、その診療所に勤務する従業員の保険料も同期間減免する。</p> <p>(申請の手続) 第3条 保険料の減免を受けようとするときは、保険料減免申請書に、その事由を証する公的機関の発行する証明書を添付して申請するものとする。 2. 前条第2項の手続きは、その診療所の開設または管理者の1種組合員もしくは後期高齢者の1種組合員が申請するものとする。</p> <p>(決定及び通知) (略) (変更又は取消) (略)</p> <p>(規程の改廃) 第6条 この規程を変更し、または廃止しようとするときは理事会を経なければならない。</p> <p>附 則 1. この規程は、令和6年1月1日より施行する。 (第2条(6)～(8) 新型コロナウイルス感染症関係の保険料免除について削除) (第2条の2項の条文「2. 前項が組合員の診療所の場合、その診療所に勤務する従業員の保険料も同期間減免する。」を追加。) (第3条の2項の条文「2. 前条第2項の手続きは、その診療所の開設または管理者の1種組合員もしくは後期高齢者の1種組合員が申請するものとする。」を追加。) (第6条(規程の改廃)の追加)</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>被災の状況</th> <th>現行</th> <th>暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 東京電力福島第一原子発電所事故</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>205ヵ月間(令和9年度終了)</td> </tr> </tbody> </table> | 被災の状況 | 現行 | 暫定措置 | (1) 東京電力福島第一原子発電所事故 | - | 205ヵ月間(令和9年度終了) | <p>(目的) (略)</p> <p>(減免) 第2条 組合員がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害により甚大な損失を受けた場合において、その生活が著しく困難と認められた者に対する減免の基準は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 全壊、流出若しくは全焼 3ヵ月間 (2) 半壊若しくは半焼 2ヵ月間 (3) 部分壊若しくは部分焼 1ヵ月間 (4) 床上浸水30センチメートル以上 2ヵ月間 (5) 床上浸水30センチメートル未満 1ヵ月間 (6) 新型コロナウイルス感染症により事業又は業務を休止した場合 最大14ヵ月間(※令和2年度終了) (7) 新型コロナウイルス感染症により事業又は業務を1ヵ月間に連続10日間以上休診または休職し収入が減少した場合 事象発生毎に1ヵ月間(※令和3年度～令和4年度終了) (8) 新型コロナウイルス感染症により事業収入または給与収入が令和元年と比較し、50%以上減少する見込みである場合 12ヵ月間(※令和3年度終了)</p> <p>(申請の手続) 第3条 保険料の減免を受けようとするときは、別に定める保険料減免申請書に、その事由を証する公的機関の発行する証明書を添付して申請するものとする。</p> <p>(決定及び通知) (略) (変更又は取消) (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>被災の状況</th> <th>現行</th> <th>暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 東京電力福島第一原子発電所事故</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>157ヵ月間</td> </tr> </tbody> </table> | 被災の状況 | 現行 | 暫定措置 | (1) 東京電力福島第一原子発電所事故 | - | 157ヵ月間 |
| 被災の状況 | 現行 | 暫定措置 | | | | | | | | | | | |
| (1) 東京電力福島第一原子発電所事故 | - | 205ヵ月間(令和9年度終了) | | | | | | | | | | | |
| 被災の状況 | 現行 | 暫定措置 | | | | | | | | | | | |
| (1) 東京電力福島第一原子発電所事故 | - | 157ヵ月間 | | | | | | | | | | | |

(3) インフルエンザ予防接種補助金支給要綱の一部改正について

令和6年4月1日から、対象者が後期高齢者の1種組合員にも拡大し、補助金額の3,000円が4,000円、5,000円を6,000円に改正する。後述のお知らせもご覧ください。(23ページ)

インフルエンザ予防接種補助金支給要綱の一部改正 新旧条文比較対照表

(下線部分が修正部分)

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>1 この要綱は、インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種を（以下「予防接種」という。）受けるものに対し、予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することにより、組合員の保健福祉の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、次のとおりとする。 <u>1種組合員（後期高齢者の1種組合員を含む）、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員。</u></p> <p>(補助金額)</p> <p>3 補助金の額は、1名につき4,000円を限度とする。 ただし、13歳未満の世帯員は、<u>6,000円</u>を限度とする。支払った額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給とする。 また、他の制度（市区町村等）により、補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>4 事業年度の4月1日から翌年3月31日までの間の予防接種とする。</p> <p>(申請方法)</p> <p>5 予防接種後「インフルエンザ予防接種補助金申請書」（様式47号）に必要事項を記入の上、「領収書」を添付し、支部事務所を経由し、組合に提出するものとする。 「領収書」には、予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることを必ず明記する。 2名以上同時に受診した場合は、「領収書」に金額等の内訳を明記する。 ただし、申請は1回限りとする。</p> <p>(申請期限)</p> <p>6 申請は、当該事業年度の終了した年の3月末日までに各支部に提出しなければならない。</p> <p>(支部への資金の交付)</p> <p>7 予防接種費用概算額の約50%を支部に交付（事業年度の4月）し、概算交付額に対して不足が生じたときは、追加交付し、超過したときは、返還する。</p> <p>(交付金の精算)</p> <p>8 予防接種受診者数が確定したときは、当該事業の終了した年の4月30日までに、「インフルエンザ予防接種補助金交付確定報告書」とともに交付金の精算をするものとする。</p> <p>(資金の流用の禁止)</p> <p>9 インフルエンザ予防接種補助交付金は、他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならないものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>10 この要綱に定めるほか、必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(要綱の改廃)</p> <p>11 この要綱を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>I. この要綱は、令和6年4月1日より施行する。 (2(対象者)の（後期高齢者組合員を除く）を（後期高齢者の1種組合員を含む）に改正) (3(補助金額)の3,000円を4,000円、5,000円を6,000円に改定)</p> | <p>(目的)</p> <p>1 この要綱は、インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種を（以下「予防接種」という。）受けるものに対し、予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することにより、組合員の保健福祉の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、次のとおりとする。 1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員。</p> <p>(補助金額)</p> <p>3 補助金の額は、1名につき3,000円を限度とする。 ただし、13歳未満の世帯員は、5,000円を限度とする。支払った額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給とする。 また、他の制度（市区町村等）により、補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>4 事業年度の4月1日から翌年3月31日までの間の予防接種とする。</p> <p>(申請方法)</p> <p>5 予防接種後「インフルエンザ予防接種補助金申請書」（様式47号）に必要事項を記入の上、「領収書」を添付し、支部事務所を経由し、組合に提出するものとする。 「領収書」には、予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることを必ず明記する。 2名以上同時に受診した場合は、「領収書」に金額等の内訳を明記する。 ただし、申請は1回限りとする。</p> <p>(申請期限)</p> <p>6 申請は、当該事業年度の終了した年の3月末日までに各支部に提出しなければならない。</p> <p>(支部への資金の交付)</p> <p>7 予防接種費用概算額の約50%を支部に交付（事業年度の4月）し、概算交付額に対して不足が生じたときは、追加交付し、超過したときは、返還する。</p> <p>(交付金の精算)</p> <p>8 予防接種受診者数が確定したときは、当該事業の終了した年の4月30日までに、「インフルエンザ予防接種補助金交付確定報告書」とともに交付金の精算をするものとする。</p> <p>(資金の流用の禁止)</p> <p>9 インフルエンザ予防接種補助交付金は、他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならないものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>10 この要綱に定めるほか、必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(要綱の改廃)</p> <p>11 この要綱を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p> |

(4) 新型コロナウイルスワクチン接種補助金支給要綱(新規制定)について

令和6年4月1日から、1種組合員(後期高齢者の1種組合員を含む)、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員(生後6ヶ月以上)に対し、実施期間内1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度として支給する。

(5) 歯科健診文書料及び指導料支給要綱の一部改正について

歯科健診対象者が後期高齢者の1種組合員にも拡大する。

●令和6年1月1日能登半島地震に係る対応について

厚生労働省保険局医療課の通知に基づき、国民健康保険料、一部負担金の免除を実施。また、石川県支部、富山県支部、新潟県支部、福井県支部にそれぞれ義援金を送金した。

●带状疱疹ワクチン接種補助事業の検討について

今後、带状疱疹ワクチン接種補助を保健事業として行うか検討中である。

●令和6年度会議予定表について

令和6年度 会議 予定 表

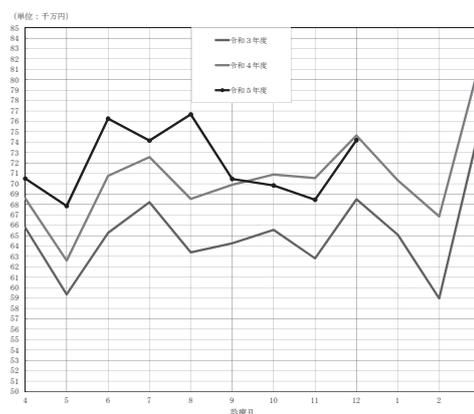
| 年 | 月 | 日(曜) | 会議名 | 時間 | 場所 |
|-----------------|-----------|-------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 2024年 (令和6年) | 4月 | 19日(金) | 職員事務研修会 1日目 2日目 | 14:00 | 全国町村会館 |
| | | ~20日(土) | | 9:00 | |
| | 5月 | 15日(水) | 第1回常務会 | 11:00 | TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用) |
| | | | 第1回理事会 | 13:00 | |
| | 6月 | 12日(水) | 第1回監事会 | 13:00 | 東京事務所 |
| | | 26日(水) | 第2回常務会 | 11:00 | TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用) |
| | 第2回理事会 | | 13:00 | | |
| | 7月 | 17日(水) | 第3回常務会 | 13:00 | WEB 会議 (事前質問) |
| 28日(日) | | 第1回議長団打合会 | 12:00 | トラストシティカンファレンス・丸の内 | |
| | 第95回通常組合会 | 13:00 | | | |
| 10月 | 16日(水) | コンプライアンス研修会 | 13:00 | WEB 研修会(東京事務所) | |
| | | 健康づくり推進部会 | 14:15 | | |
| | | 第4回常務会 | 11:00 | | |
| 11月 | 23日(水) | 第3回理事会 | 13:00 | TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用) | |
| | | 第5回常務会 | 11:00 | | |
| | | 第4回理事会 | 13:00 | | |
| 2025年 (令和7年) | 2月 | 19日(水) | 第6回常務会 | 11:00 | TKP 東京駅カンファレンスセンター |
| | | | 第5回理事会 | 13:00 | |
| | 3月 | 5日(水) | 第2回監事会 | 13:00 | 東京事務所 |
| | | 12日(水) | 第7回常務会 | 13:00 | WEB 会議 (事前質問) |
| | | 16日(日) | 第2回議長団打合会 | 12:00 | トラストシティカンファレンス・丸の内 |
| 第96回通常組合会 | 13:00 | | | | |

※上記の日程に変更が生じることがあります。

●令和5年度療養給付費の状況について
療養給付費の状況(月別)

| 診療月 | 令和3年度 | 令和4年度 | 伸び率 | 令和5年度 | 伸び率 |
|------|---------------|---------------|-------|---------------|---------|
| 4月 | 657,670,469 | 685,725,189 | 4.27 | 704,901,893 | 2.80 |
| 5月 | 593,441,236 | 626,051,949 | 5.50 | 678,518,233 | 8.38 |
| 6月 | 652,571,130 | 707,581,540 | 8.43 | 762,684,616 | 7.79 |
| 7月 | 682,194,283 | 725,614,124 | 6.36 | 741,434,496 | 2.18 |
| 8月 | 633,904,149 | 685,349,914 | 8.12 | 766,719,507 | 11.87 |
| 9月 | 642,653,284 | 698,887,492 | 8.75 | 704,519,716 | 0.81 |
| 10月 | 655,521,958 | 708,803,903 | 8.13 | 698,230,660 | ▲ 1.49 |
| 11月 | 628,149,977 | 705,451,983 | 12.31 | 684,605,646 | ▲ 2.96 |
| 12月 | 684,957,328 | 746,414,726 | 8.97 | 741,944,567 | ▲ 0.60 |
| 1月 | 650,886,136 | 703,256,985 | 8.05 | | |
| 2月 | 589,636,370 | 668,065,083 | 13.38 | | |
| 3月 | 757,624,795 | 819,362,248 | 8.15 | | |
| 合計 | 7,829,211,065 | 8,481,005,136 | 8.33 | 6,483,659,334 | ▲ 23.55 |
| 月間平均 | 652,434,255 | 706,750,428 | 8.33 | 720,395,482 | 1.93 |

※令和5年12月の療養給付費は確定額ではありません



令和5年度の療養給付費は約87億円を見込んでいます。令和4年度決算と比べ、約2億2千万円ほど伸びる見込みですが、令和5年度予算内で消化できると考えています。

● 歯科医師国保組合の存続のため要望書を提出

要望書等について

| | | |
|-------|--|--------------|
| 栃木 | | |
| 山梨 | ○ 堀内詔子衆議院議員 | ○ 中谷真一衆議院議員 |
| | ○ 森屋宏参議院議員 | ○ 永井学参議院議員 |
| 青森 | | |
| 岐阜 | ○ 野田聖子衆議院議員 | ○ 棚橋泰文衆議院議員 |
| | ○ 武藤容治衆議院議員 | ○ 金子俊平衆議院議員 |
| | ○ 古屋圭司衆議院議員 | |
| | ○ 大野泰正参議院議員 | ○ 渡辺猛之参議院議員 |
| | ○ 山田宏参議院議員 | ○ 比嘉奈津美参議院議員 |
| 富山 | ○ 上田英俊衆議院議員 (令和5年12月9日) | |
| 滋賀 | | |
| 京都 | | |
| 岡山 | ○ 橋本岳衆議院議員 | ○ 加藤勝信衆議院議員 |
| | ○ 平沼正二郎衆議院議員 | ○ 山下貴司衆議院議員 |
| | ○ 逢沢一郎衆議院議員 | ○ 阿部俊子衆議院議員 |
| | ○ 柚木道義衆議院議員 | |
| | ○ 石井正弘参議院議員 | ○ 小野田紀美参議院議員 |
| 山口 | ○ 林芳正衆議院議員 | ○ 高村正大衆議院議員 |
| | ○ 岸信千世衆議院議員 | ○ 杉田水脈衆議院議員 |
| | ○ 吉田真次衆議院議員 | |
| | ○ 北村経夫参議院議員 | ○ 江島潔参議院議員 |
| | ○ 阿達雅志参議院議員 | |
| 鳥根 | ○ 高見康裕衆議院議員 | |
| | ○ 青木一彦参議院議員 | ○ 舞上昇治参議院議員 |
| | ○ 三浦靖参議院議員 | ○ 高階恵美子参議院議員 |
| 鳥取 | | |
| 香川 | ○ 平井卓也衆議院議員 | ○ 瀬戸隆一衆議院議員 |
| | ○ 大野敬太郎衆議院議員 | |
| | ○ 磯崎仁彦参議院議員 | |
| 徳島 | ○ 仁木博文衆議院議員 | |
| 高知 | | |
| 新潟 | ○ 国定勇人衆議院議員 | ○ 細田健一衆議院議員 |
| | ○ 塚田一郎衆議院議員 | ○ 高島修一衆議院議員 |
| | ○ 斎藤洋明衆議院議員 | ○ 泉田裕彦衆議院議員 |
| | ○ 鷲尾英一郎衆議院議員 | |
| | ○ 小林一大参議院議員 | |
| 岩手 | ○ 鈴木俊一財務大臣 | ○ 藤原崇衆議院議員 |
| | ○ 羽生田俊参議院議員 | |
| 石川 | | |
| 長野 | | |
| 福井 | | |
| 沖縄 | | |
| 東京事務所 | ○ 鈴木俊一財務大臣へ 令和5年12月21日財務省(三塚理事長・佐藤理事) | |
| | ○ 衆参議員会館事務所へ 令和6年1月10日(三塚理事長・小山専務理事) | |
| | 衆議院第二会館 | |
| | 堀内詔子議員事務所・橋本岳議員事務所 | |
| | 参議院会館 | |
| | 比嘉奈津美事務所・山田宏事務所・森屋宏事務所・北村経夫事務所 | |
| | ○ 伊原和人保険局長へ 令和6年1月31日厚労省(三塚理事長・小山専務理事) | |
| | ○ 森屋宏内閣官房副長官へ 令和6年3月6日首相官邸(三塚理事長・小山専務理事) | |



鈴木俊一財務大臣



中谷真一経済産業副大臣 森屋宏内閣官房副長官兼内閣府副大臣



堀内詔子副幹事長 伊原和人保険局長

厳しい定率国庫補助率の見直しははかられ、令和6年度からの3年間の定率補助率は16%となり、歯科医師国保組合の存続のため、国保組合への現行国庫補助制度の改善を要望した。

質疑応答

Q 規約施行規則の一部改正についての第2条ですが、「原則として」という言葉が追加されており、例外も認めるということでしょうか。なぜ「原則として」という言葉を追加することになったのか、教えてくださいませんか。

A この施行規則は同じ条件で同じように保険料を払っていただく、これが基本であり大原則ですが、令和5年8月の組合会において、被保険者の資格の改正をすると報告し、1月より歯科医師の資格確認を始めたところ、各支部に様々な質問が寄せられております。そのために、原則としてという言葉を追加しました。



西岡議員

■ 閉会の辞 (要旨) 阿部副理事長

しっかり審議していただきまして、ありがとうございます。

今日決められた予算案あるいは事業計画に沿って、新執行部一丸となって進めていきます。これを持ちまして第94回の組合会を閉会させていただきます。



阿部副理事長

福井県支部

福井県は海と山に囲まれ自然豊かな環境に恵まれ、人口約74万人ほどの程よい田舎です。子育てや教育環境が整っており、「健康」、「文化」、「仕事」、「生活」、「教育」の分野で評価される「全47都道府県幸福度ランキング2022版」では、福井県は5回連続で総合1位の評価を受けています。水や空気も美味しく、恵まれた風土で育まれた食材はとても美味です。米のほか、野菜や魚介など、四季を通して食材が持つ味を新鮮なうちに楽しむことができます。越前ガニを筆頭に、若狭ぐじ、越前がれい、などの最高級品の海産物の他、ご当地ならではの、冷たい蕎麦に大根おろしをたっぷりかけた越前おろしそばやソースカツ丼も人気です。



支部運営委員会の様子

観光名所といえば、刑事ドラマの“あの”シーンで有名な断崖絶壁「東尋坊」、曹洞宗大本山「永平寺」、「福井県立恐竜博物館」、「あわら温泉」など。歴史好きの方には、織田信長勢に滅ぼされた戦国大名朝倉氏の城下町の遺構「一乗谷朝倉氏遺跡」や、霊峰白山の信仰の拠点として約1,300年前に開かれた、苔が美しい「平泉寺白山神社」が、仏像好きの方には嶺南若狭の寺院がお勧めです。高浜町の「若狭和田ビーチ」はアジアで初の国際環境認証「BLUE FLAG」を取得し、バツグンの透明度と遠浅の海、白く広い砂浜が広がっています。

2024年3月16日、ついに北陸新幹線の金沢・福井県敦賀間が延伸開業し、福井と東京の間は乗り換えなしの最短2時間51分で結ばれることになりました。ゆえに福井は今「100年に一度の好機」と盛り上がっています。日本で発掘された恐竜の化石のうち約8割が福井県で発見されているため、福井県は「恐竜王国」と呼ばれています。福井駅周辺には動く恐竜のロボットやモニュメントが設置され、現在22体もいるようです。多くの恐竜が皆さまをお迎えしています。ぜひ一度、福井県でのんびりと大人旅を楽しんでください。

【福井県支部紹介】

福井県支部は昭和60年4月1日全国歯加入。被保険者は、1種組合員271名・家族425名、2種組合員42名・家族8名、3種組合員747名・家族71名、後期高齢者組合員33名、合計1597名です（令和6年3月末現在）。支部は福井県歯科医師会館事務局内にあり、支部役員は10名、事務局1名です。支部独自の保健事業には①人間ドッグ健診補助事業（1種組合員対象、上限50,000円の補助）②赤ちゃん和妈妈小冊子配布（出産した組合員に対し『赤ちゃん和妈妈小冊子』を配布）③健康優良者表彰（健康優良者に対し記念品を贈呈）④東急ハーヴェストクラブ利用者補助事業等があります。

福井県支部理事 中村 美喜子

尾上先生寄贈文庫



前理事長尾上 徹先生より寄付いただいた文庫の前で

沖縄県支部

沖縄県は日本で唯一亜熱帯気候に属し、一年を通して温暖な気候に恵まれています。青く広がる海は、色鮮やかな熱帯魚やサンゴ礁などが息づく生き物たちの宝庫です。

そして沖縄本島北部や離島に残る森林では、国内外でも珍しい動植物や昆虫が生息しています。また、歴史では、かつて琉球王国であった沖縄は、中国を始め近隣諸国との貿易で繁栄しました。かつて繁栄した琉球王国を今日に伝えるユネスコ世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、王国の歴史や建築、当時の人々の生活や信仰を今に伝えます。

そしてユネスコの無形文化遺産の組踊を初めとした歌舞芸能。緋に紅型や、陶漆器にガラスなどの工芸品は観光客を魅了しています。近年は国内のプロ野球、プロサッカー球団だけでなく韓国のプロ野球球団のキャンプ地としても賑わっています。また、去年はバスケットワールドカップの開催地として日本代表チームのパリオリンピック出場決定を決め全国のバスケットファンに喜びを与えた会場の「沖縄アリーナ」は日本バスケットの聖地とされています。

【沖縄県支部紹介】

沖縄県支部は平成3年(1991年)4月1日に設立され令和5年12月末時点で被保険者数は1種組合員288人、家族469人 2種組合員45人、家族42人 3種組合員526人家族90人 後期高齢者組合員25人が加入しています。支部事務所は沖縄県歯科医師会館内にあり、支部長、副支部長、常務理事、理事4名、監事1名、顧問1名で構成され理事は各地区歯科医師会と県歯科医師会から推薦で選出している。広報活動として県歯会誌の国保だよりで組合員に対して保健事業の詳細、各種国保手続き等の周知、また、健康づくりに関する情報を積極的に提供している。主な支部保健事業は人間ドック補助、節目健診対象者補助、健康診断費用補助事業を行っています。今後も県歯科医師会、各地区歯科医師会に参考資料の配布や保健事業の詳細説明及び特定健診の受診を推進し、受診率向上を図り組合員の健康を守って参りたいと思います。

沖縄県支部長 眞境名 勉



上段：左から 津嘉山一監事、渡慶次彰理事、名嘉真武伸理事、外間宏正理事
下段：左から 大見謝健常務理事、眞境名勉支部長、玉城吉康副支部長、国吉綾子理事



高嶺明彦支部顧問

令和6年度4月からの保険料について

◆ 1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者に賦課される所得割賦課額

| | 月額所得割賦課額 (円) | (参考) 年額所得割賦課額 (円) |
|---|-------------------------|-------------------|
| 医療法人・非保険診療者（矯正標榜者含む）※ | 32,500 | 390,000 |
| 上限賦課額 | 32,500 | 390,000 |
| 下限賦課額 | 4月 1,900 5月～3月 1,600 | 19,500 |
| 前年の保険診療報酬の合算額に1,000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない診療所 | 年額算定後、支部事務所にて月額を決定 | 6.5/1,000 |

※医療法人（各医療機関ごと）・非保険診療者は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。変更申請は令和6年6月末迄。詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

◆ 1種組合員・後期高齢者組合員が開設又は管理する同一医療機関において、所得割が賦課されている場合、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の方の所得割賦課額を免除。

◆ 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関において、加入する被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除。

◆ 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除。

◆組合員・家族に賦課される均等割賦課額等

40～64歳の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額
 上記以外の75歳未満の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額
 後期高齢者の1種組合員（75歳以上の方） 後期高齢者賦課額

| 1種組合員 | | | | |
|-------|------------|--------|------------|--------|
| 保険料内訳 | 本人 | | 家族 | |
| | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 |
| 均等割 | 8,600 | 8,600 | 6,600 | 6,600 |
| 後期支援金 | 4,300 | 4,300 | 4,300 | 4,300 |
| 介護納付金 | | 4,700 | | 4,700 |
| 月額 | 12,900 | 17,600 | 10,900 | 15,600 |

| 3種組合員 | | | | |
|-------|------------|--------|------------|--------|
| 保険料内訳 | 本人 | | 家族 | |
| | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 |
| 均等割 | 9,000 | 9,000 | 6,000 | 6,000 |
| 後期支援金 | 4,300 | 4,300 | 4,300 | 4,300 |
| 介護納付金 | | 4,700 | | 4,700 |
| 月額 | 13,300 | 18,000 | 10,300 | 15,000 |

| 2種組合員 | | | | |
|-------|------------|--------|------------|--------|
| 保険料内訳 | 本人 | | 家族 | |
| | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 |
| 均等割 | 16,500 | 16,500 | 6,000 | 6,000 |
| 後期支援金 | 4,300 | 4,300 | 4,300 | 4,300 |
| 介護納付金 | | 4,700 | | 4,700 |
| 月額 | 20,800 | 25,500 | 10,300 | 15,000 |

| 後期高齢者の1種組合員 | | | | |
|-------------|---------------|-------|------------|--------|
| 保険料内訳 | 本人 (75歳以上) | 保険料内訳 | 家族 | |
| | | | 40～64歳以外の方 | 40～64歳 |
| | | 均等割 | 6,600 | 6,600 |
| 後期高齢者賦課額 | 5,000 | 後期支援金 | 4,300 | 4,300 |
| | | 介護納付金 | | 4,700 |
| 月額 | 5,000 | 月額 | 10,900 | 15,600 |

◆未就学児に対する保険料還付について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年度も基準日である11月30日時点で全国歯に加入している未就学児に対し、一人当たり一律12,000円を国民健康保険料として還付します。

◎保険料賦課額の免除について

3種女性組合員の一人親（離婚などにより一人で生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者（家族）で、義務教育終了までの方は後期高齢者支援賦課額（4,300円）を免除、2人目以降の方からは基礎賦課額（6,000円）も免除します。

対象の方に賦課される月額保険料は以下の通りです。

| 対象者 | 月額保険料（円） |
|------------------------|----------|
| 義務教育の子供1人目（均等割賦課額のみ賦課） | 6,000 |
| 義務教育の子供2人目以降 | 全額免除 |

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞ活用ください。

全国歯の保険給付・保健事業

保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 未就学児 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

70歳から74歳の被保険者の方が現在お持ちの「被保険者証兼高齢受給者証」は、8月に更新されます。

証に印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会します（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和6年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数カ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはありませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■ 外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★ 3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■ 保険適用とならない受診内容

以下の場合、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・工作中や通勤途中の負傷（労災）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数カ月を要します。予めご了承ください。

● 申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書

| 適用区分 | 所得条件 | 限度額 |
|------|-----------------------------|--|
| ア | 旧ただし所得 901万円超 | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ≪多数該当：140,100円≫ |
| イ | 旧ただし所得 600万円 ～901万円以下 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ≪多数該当：93,000円≫ |
| ウ | 旧ただし所得 210万円 ～600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ≪多数該当：44,400円≫ |
| エ | 旧ただし所得 210万円以下 | 57,600円 ≪多数該当：44,400円≫ |
| オ | 住民税非課税 | 35,400円 ≪多数該当：24,600円≫ |

所得情報は番号法第19条7号により市区町村へ照会します。

住民税の課税情報が不明の場合、適用区分が正しく判定されず、本来よりも高い金額の自己負担になります。

以下の場合、市区町村に所得の登録がない場合があります。ご注意ください。

【例①所得の申告がないとき】

確定申告をしているがご家族の所得を申告されていない方等

【例②所得が不明の方が世帯内にいるとき】

アルバイト・パートの方で収入が少額で確定申告をされていない方等

マイナ保険証と連携される限度額適用認定証の適用区分が上の表「ア」として取り扱われます。

所得区分が基準以下（非課税など）で申告が必要ない方も市区町村で「市民税・県民税申告書」または「特別区民税・都民税申告書」を申請いただくと、全国歯で所得の情報がわかるようになりますので所得の申告を市区町村までお願いします。また、何らかの理由により組合が所得の確認をできない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

所得が不明な70歳未満は区分が「ア」として取り扱われます。

所得が不明な70歳以上は区分が「一般」として取り扱われます。

その他の保険給付の支給申請

傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の支給期間は90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円
- 2種組合員 1,500円
- 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

出産育児一時金の支給申請

産前産後期間の
保険料免除もはじ
まりました。

被保険者が出産（妊娠85日以上死産・流産を含む）した場合に、支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 500,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- 直接支払制度に関する合意書の写し

出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度）

【支給額】1日につき 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。

葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円
- 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者の1種組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 亡くなった事実を証明する書類

移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

支給金額が
変更になりました。

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

被保険者及び後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎13歳未満は1名につき6,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給。

【実施期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

令和6年度から
はじまります。

新型コロナウイルス予防接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

生後6か月以上の被保険者及び後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1名につき1回の接種に対し5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

- ◎実施期間内に複数の接種を受けた場合でも、1回の接種にのみ申請可能とする。
- ◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

- 申請手続きに必要な書類●
- 新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書
- 領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

- 申請手続きに必要な書類●
- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回まで

| 検診の種類 | 対象者 | 補助上限額 |
|----------------------------------|-------|--------|
| 胃がん1（胃内視鏡検査） | 50歳以上 | 8,900円 |
| 胃がん2（胃部エックス線検査） | 40歳以上 | 6,400円 |
| 子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診） | 20歳以上 | 3,400円 |
| 肺がん1（胸部エックス線検査） | 40歳以上 | 1,800円 |
| 肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診） | 40歳以上 | 3,100円 |
| 乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査） | 40歳以上 | 4,200円 |
| 大腸がん（便潜血検査） | 40歳以上 | 1,300円 |

【実施期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

- 申請手続きに必要な書類●
 - がん検診補助金支給申請書
 - 対象となる検診の領収書
- ※全額自費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

特定健診・特定保健指導を受けましょう

40～74歳の被保険者を対象

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

◆特定健診◆

8,000円相当の費用が0円で受診できます。さらに受診された方にクオカード1,000円をプレゼント！

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【診査内容】

費用は無料

| | |
|------|-------------|
| 基本項目 | 質問（問診） |
| | 身体測定 |
| | 理学的所見（身体診察） |
| | 血圧 |
| | 血中脂質検査 |
| | 肝機能検査 |
| | 血糖検査 |
| | 尿検査 |

| | |
|----------------------|----------|
| 医師の判断 による 追加項目 | 貧血 |
| | 心電図 |
| | 眼底 |
| | 血清クレアチニン |

【受診期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

- 受診券（特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券）
 - 国民健康保険被保険者証
 - 質問票（医療機関にもございますが、予めご記入いただきますと、スムーズです。全国歯のホームページからダウンロード可能です。）
- 40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。
- ◎受診券を紛失された方は再交付をしますの
で、各支部事務所までご連絡ください。

特定保健指導

40～74歳の
被保険者を対象

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導に該当された方は、必ずご利用ください。

【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。（特定健診受診日当日に同じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。）

特定保健指導は2つのパターンがあり、いずれか1つを選択しご利用ください。

◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

◆オンラインで受診

オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード1,000円をプレゼント！

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインストールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

【受診期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

（医療機関の場合）

- 特定保健指導利用券
- 国民健康保険被保険者証

事業主（1種組合員）の皆様へ

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、40歳未満の従業員の定期健康診断等の結果データの提供をお願いします。

マイナポータルで健診結果を閲覧可能にするため保険者が健診結果の提供依頼をすることが可能となりました。

歯科健診のご案内

◆事業主（1種組合員）の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。1種組合員、後期高齢者の1種組合員も含めた被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

【対象者】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）、（1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。）

【受診期間】

令和6年4月1日～令和7年2月末日

【実施場所】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員の家族は自家の診療所
- ◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員、後期高齢者の1種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。(実施期間内1度限り)

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

問診用紙

歯科健診診査用紙(組合提出用)

※1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙のみ必要となります。

禁煙対策事業(禁煙支援プログラム)のご案内

申込者先着50名の方を対象に、オンライン診療と禁煙補助薬を送付して、禁煙・卒煙希望者の支援を実施します。

詳しくは全国歯のホームページに掲載します。

URL:<https://bit.ly/3xYwRin>

**ジェネリック医薬品差額通知について**

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がございましたらご連絡ください。

【送付時期について】

| 送付月 | 記載内容 |
|----------|---------------|
| 令和6年 6月 | 令和6年 1～ 2月受診分 |
| 令和6年 8月 | 令和6年 3～ 4月受診分 |
| 令和6年 10月 | 令和6年 5～ 6月受診分 |
| 令和6年 12月 | 令和6年 7～ 8月受診分 |
| 令和7年 2月 | 令和6年 9～11月受診分 |
| 令和7年 4月 | 令和6年 12月受診分 |

なお、再発行はできませんので大切に保管してください。

仕事のストレス・人間関係の悩みについてカウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

(面接の予約やご相談に関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

◆電話カウンセリング◆

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

プライバシー厳守**専用ダイヤル：0120-926-189(無料)****◆面接カウンセリング◆**

- ・年度内1人5回まで無料。
- ・面接は1回50分程度(目安)。

(6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。)

◆Webカウンセリング◆

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。

メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です

メンタルヘルスをeラーニングコンテンツを視聴

メンタルヘルスを中心とした動画によるeラーニングコンテンツを利用できます。全国歯科医師国保のホームページからヘルスフルチャンネルにアクセスして下さい。パスワードは「926189」です。

動画テーマ：メンタルヘルス、がん予防、運動、食生活、メタボ対策、感染症対策、職場環境、禁煙など

健康管理アプリ「カロミル」

カロミルとは、写真を撮るだけで簡単に記録できる健康アプリです。食事はもちろん、体重や血圧、血糖値も写真を撮って自動で記録できます。

QRコードからダウンロードしてご利用ください。



後期高齢者の1種組合員 保健事業のお知らせ

傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者の1種組合員
 - (2)(1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者
- ※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して) 30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付窓口となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

[支部事務所連絡先]

| | |
|-------|--------------|
| 栃木県支部 | 028-648-0472 |
| 山梨県支部 | 055-252-6481 |
| 青森県支部 | 017-777-4907 |
| 岐阜県支部 | 058-274-6110 |
| 富山県支部 | 076-432-9666 |
| 滋賀県支部 | 077-523-2787 |
| 京都府支部 | 075-812-8495 |
| 岡山県支部 | 086-224-7777 |
| 山口県支部 | 083-928-8020 |
| 島根県支部 | 0852-24-2757 |
| 鳥取県支部 | 0857-23-2621 |
| 香川県支部 | 087-851-4965 |
| 徳島県支部 | 088-631-3977 |
| 高知県支部 | 088-823-7369 |
| 新潟県支部 | 025-250-7755 |
| 岩手県支部 | 019-623-1571 |
| 石川県支部 | 076-251-1011 |
| 長野県支部 | 026-222-8020 |
| 福井県支部 | 0776-25-6108 |
| 沖縄県支部 | 098-889-2288 |

届出が必要なのは、こんなとき

各支部事務所にて承ります。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です。

◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。被保険者証を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◎資格喪失（退職等）後、全国歯の被保険者証を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書※

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届（国民健康保険法第116条）
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届（国民健康保険法第116条の2）
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 再交付申請書
- 返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0670-666-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

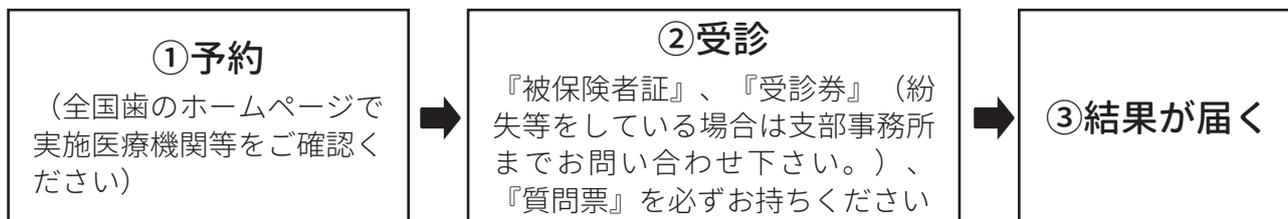
日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

特定健康診査を受診された方に 1,000円分のQUOカードを進呈します！

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）

当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。

なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

事業者健診結果を提供するとQUOカード2,000円分を進呈！

1種組合員（事業主）様へ事業者健診（※）結果提供のお願いを致します。事業者健診結果と質問票（要記入）を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、受診された方にQUOカード（**2,000円分**）を進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

【対象者】

当組合にご加入で、**特定健診受診券を使用せず**に事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

【ご提供いただきたいデータ】

事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

質問票（要記入）P.33の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診

検索

特定保健指導ご利用案内

WEB利用も
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

④ 初回面接を受けましょう

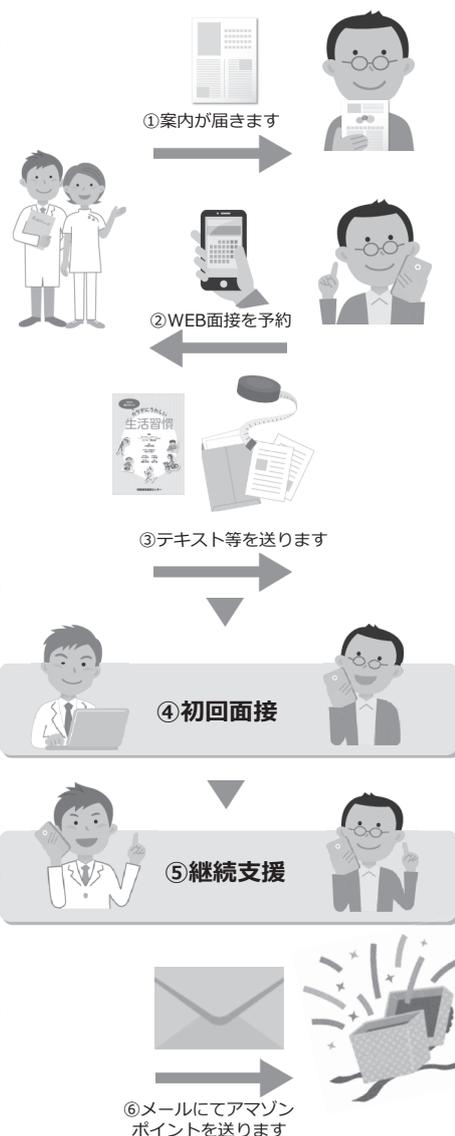
予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。職場、自宅など場所も自由です。Wi-Fi環境を推奨します。

⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえて電話にて継続支援を行います。

⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（1000ポイント）を差し上げます。ポイントはメールアドレスへお送りします。



質 問 票

| | | | | | | |
|----------------|-----------------|-------------|----------------|-------|--------------------------|----|
| 保険者番号 | 0 0 0 9 3 0 1 3 | 保険者名 | 全国歯科医師国民健康保険組合 | | | |
| 受診者の被保険者証記号・番号 | | 受診者氏名(フリガナ) | | 生年月日 | 性別 | 年齢 |
| 全歯 | | フリガナ | | 年 月 日 | 男 女 | 歳 |
| | | | | 西暦 | <input type="checkbox"/> | |

| 質問項目 | | 回 答 | |
|-----------------------|--|--|--------------------------------|
| | | ①はい | ②いいえ |
| 1-3 現在、aからcの薬の使用の有無※① | | | |
| 1 | a. 血圧を下げる薬 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 | b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 | c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析等）を受けていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 医師から、貧血と言われたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている） | ① <input type="checkbox"/> はい（条件1と条件2両方満たす） ② <input type="checkbox"/> 以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない（条件2のみ） | ③ <input type="checkbox"/> いいえ |
| 9 | 20歳の時の体重から10kg以上増加している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 12 | ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。 | ① <input type="checkbox"/> 何でもかんで食べることができる ② <input type="checkbox"/> 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ <input type="checkbox"/> ほとんどかめない | |
| 14 | 人と比較して食べる速度が速い。 | ① <input type="checkbox"/> 速い ② <input type="checkbox"/> 普通 ③ <input type="checkbox"/> 遅い | |
| 15 | 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 16 | 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 | ① <input type="checkbox"/> 毎日 ② <input type="checkbox"/> 時々 ③ <input type="checkbox"/> ほとんど摂取しない | |
| 17 | 朝食を抜くことが週3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 18 | お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒等）を飲む頻度 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を接種していない者） | ① <input type="checkbox"/> 毎日 ② <input type="checkbox"/> 週5～6日 ③ <input type="checkbox"/> 週3～4日 ④ <input type="checkbox"/> 週1～2日 ⑤ <input type="checkbox"/> 月に1～3日 ⑥ <input type="checkbox"/> 月に1日未満 ⑦ <input type="checkbox"/> やめた ⑧ <input type="checkbox"/> 飲まない（飲めない） | |
| 19 | 飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・約500ml）、焼酎（同25度・約110ml）、 ウイスキー（同43度・約60ml）、ワイン（同14度・約180ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml） | ① <input type="checkbox"/> 1合未満 ② <input type="checkbox"/> 1～2合未満 ③ <input type="checkbox"/> 2～3合未満 ④ <input type="checkbox"/> 3～5合未満 ⑤ <input type="checkbox"/> 5合以上 | |
| 20 | 睡眠で休養が十分とれている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 21 | 運動や食生活の生活習慣を改善してみようと思いますか。 | ① <input type="checkbox"/> 改善するつもりはない ② <input type="checkbox"/> 改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③ <input type="checkbox"/> 近いうちに改善するつもりであり、少しずつ始めている（概ね1ヶ月以内） ④ <input type="checkbox"/> 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤ <input type="checkbox"/> 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上） | |
| 22 | 生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※①医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の全国歯の被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)まで保険料が免除されます。

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 出産予定月 | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | | | | | |
| 多胎の方 | | | | | | | |

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

| | 令和5年8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|-----|--------|----|-----|-------|-----|--------|----|
| (例) | | | | 出産予定月 | | | |

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎとなった保険料は事業主を通して還付されます。

届出に必要な書類

- ① 全国歯科医師国民健康保険組合の産前産後の保険料軽減措置届出書 (HPよりダウンロード可能)
- ② 母子健康手帳など
※出産前の申請の場合: 「分娩予定証明書」または「妊娠証明書」のコピー等
※出産後の申請の場合: 「母子手帳の出生届出済証明」または「出生届受理証明書」のコピー等
- ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠のどちらかを確認することができる書類 (母子手帳の表紙のコピー人数分)

届出先

全国歯科医師国民健康保険組合 支部事務所

⚠️ご注意ください！

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年7月31日まで有効です。

とっても
カンタン！

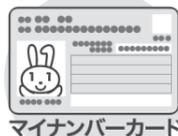
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

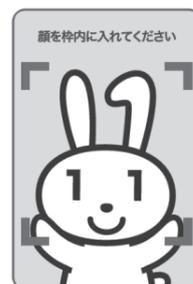


2

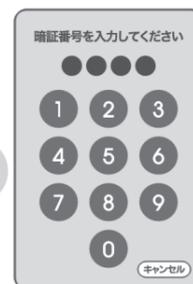
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供
することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

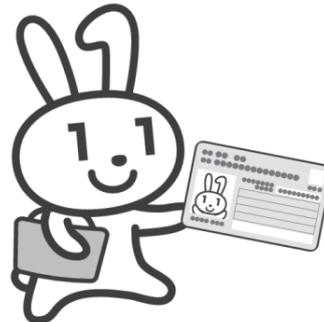
同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818
発行人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください！

組合員専用ページのパスワード「648077」

組合報 No94 2024年5月号